

## 第2節 生活環境衛生対策

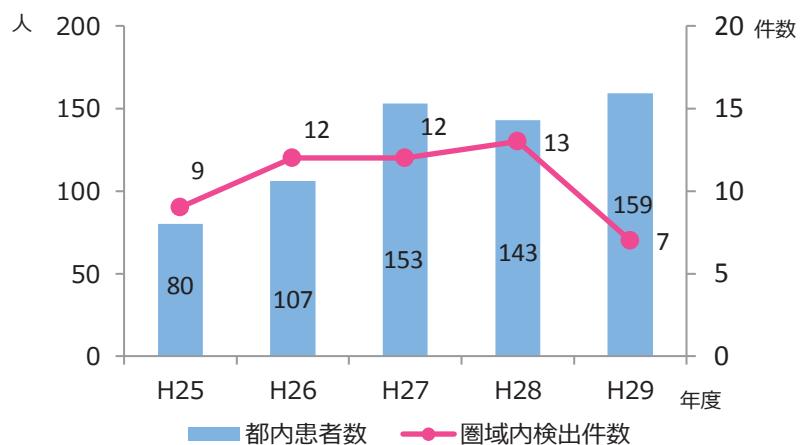
### ■ 現状

#### 1 環境衛生施設の衛生確保の徹底

- 圏域には、約2,800件の理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、プールなどの環境衛生施設<sup>\*1</sup>があります。いずれも都民生活に身近な施設で、多くの人が安心して利用することができるよう、衛生的な環境を維持することが重要です。

#### 2 レジオネラ症発生防止対策の徹底

- レジオネラ症<sup>\*2</sup>は、重篤な肺炎などを発症するレジオネラ属菌を原因とする感染症で、圏域では、年に10人以上の患者発生が報告されています。環境衛生施設が感染源となっている事例はないものの、公衆浴場など許可施設の行政検査では、依然として、レジオネラ属菌を検出する施設が見受けられます。
- レジオネラ属菌を検出した施設に対しては、都独自の指導基準により、浴槽や気泡発生装置の使用自粛を含めた、菌数に応じた段階的な改善指導を行っています。
- また、社会福祉施設や有料老人ホーム（以下、「社会福祉施設等」という。）については、感染リスクの高い高齢者が浴槽を利用していることから、レジオネラ症の発生が懸念されます。



【図1】都内のレジオネラ症患者数の推移及び  
圏域内レジオネラ属菌検出件数の推移

出典：感染症発生動向調査事業報告書（東京都福祉保健局）、事業概要（各年）

#### 3 特定建築物の増加と大規模化

- 事務所、学校、店舗など多数の都民が利用する特定建築物<sup>\*3</sup>は、圏域では300件を超えており、近年、都市再開発や既存建築物の老朽化による建替えにより増加しています。また、空調設備等への新たな技術導入や、省エネルギー対応など社会的要請に対応した建築物が多くなっています。

#### 4 水道施設等の適正管理

- 日常に飲用する飲料水は、都や市の水道から直接供給されるもののほか、貯水槽を経由するも

\*1 環境衛生施設：理容所、美容所、クリーニング所、興行場（映画館など）、旅館業、公衆浴場及びプールなど。

\*2 レジオネラ症：レジオネラ属菌が原因で起こる感染症で、感染症法の第4類に分類されている。患者全数が医療機関から報告される感染症である。

\*3 特定建築物：延床面積3,000m<sup>2</sup>以上で、事務所、学校、店舗、旅館、興行場、百貨店、集会場、遊技場、博物館、美術館、図書館を主用途にしている建築物。

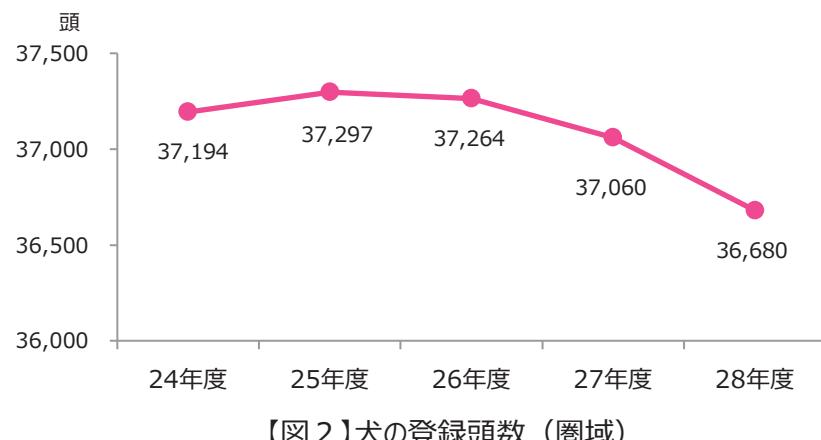
のや地下水を利用するものなど多岐にわたります。これら水道施設等を適正に管理し、飲料水の安全を確保することは、住民の健康を守る上で重要です。

## 5 多岐にわたる生活環境問題

- 建材などから発散される化学物質や、ねずみ、ダニ等の生活害虫など生活環境に関する相談は、年間200件以上寄せられています。
- 平成26年には、都内で、70年ぶりに、蚊が媒介する感染症<sup>\*4</sup>の一つであるデング熱患者の発生が報告され、以降、海外渡航歴がないにもかかわらず、デング熱に感染したという患者の報告が相次ぎ、保健所には、数多くの蚊の発生防止対策の問い合わせがありました。

## 6 適正飼養の徹底と関係機関の連携・協働

- 都内での犬の登録数は、平成27年度に約52万頭（圏域6市では、約3万7千頭）、また、都内で飼養、又は生息している猫は約105万頭と推計されています。
- 動物の殺処分数は、平成28年度では94頭で、27年度と比較すると約2分の1に減少しています。
- 圏域の市では、マナープレートの配布、犬の飼い方教室や相談、飼い主のいない猫の去勢手術費の補助を実施するなど、適正飼養の普及啓発に努めています。



【図2】犬の登録頭数（圏域）

出典：福祉・衛生統計年報（各年度 東京都福祉保健局）より作成

## ■ 課題

- 1 環境衛生施設の衛生水準の維持・向上を図るために、法改正等に対応した保健所の監視指導に加えて、営業者自らが実施する日常管理を徹底する必要があります。
- 2 レジオネラ症の発生を未然に防止するためには、公衆浴場や旅館などの入浴施設設備を適切に維持管理することが必要です。
- 3 特定建築物の増加、大規模化、衛生設備への新たな技術の導入などに対応するため、新しい視点からの調査、指導による良好な環境衛生の確保が求められています。

\*4 蚊が媒介する感染症：デング熱は、平成26年に国内で70年ぶりに報告され、都内の複数箇所で、デングウイルスを保有する蚊が発見された。また、蚊が媒介する感染症には、デング熱以外にも、ウエストナイル熱、チクングニア熱、マラリアなどがある。

4 飲料水を原因とする健康被害の発生を未然に防止するため、専用水道<sup>\*5</sup>や貯水槽水道等の設置者などに対して、水質の確認や適正な施設管理を指導するとともに、衛生管理に関する知識の普及啓発を行う必要があります。

5 化学物質や生活害虫などによる健康被害を起こさないためには、適切な環境の整備が必要です。また、デング熱など蚊が媒介する感染症の発生を抑えるためには、蚊の発生を防止する対策が重要です。

6 動物の適正飼養の徹底や、動物の飼養等をめぐる地域の様々な課題への的確に対応するため、都と市、関係団体、動物愛護推進員等が連携・協働し、飼い主に対し、地域の実情に応じた普及啓発や対策を進めていくことが必要です。

## ■ 今後の取組

### 1 環境衛生施設の効率的・効果的な立入検査及び自主管理の推進

<保健所>

- 駅周辺に立地する施設や大規模施設など、多くの人が利用する施設、過去の検査不適施設の検査頻度を増やし、効率的・効果的な検査を実施します。
- 環境衛生営業施設の衛生保持を図るため、営業者に自主点検記録票の活用を促すなど、自主衛生管理を推進します。

### 2 レジオネラ対策の強化・拡充

<保健所>

- 公衆浴場や旅館などの入浴施設について、衛生管理を徹底させるとともに、レジオネラ属菌検出時には、安全な維持管理が確認されるまで設備を使用停止させるなど、感染の未然防止を図ります。
- これまでの行政検査で検出頻度の高い施設については、原因を究明するとともに、生息場所の特定や効果的な洗浄・消毒方法など、施設に応じた有効な対策を講ずるよう指導し、レジオネラ属菌検出施設を減らします。
- 高齢者の利用が多い社会福祉施設等には、自主管理点検票の提出を求め、適正管理に必要な助言・指導を行います。また、新規施設や管理不良施設には、衛生的に自主管理を推進できるよう訪問指導等を行います。
- レジオネラ症患者が発生した際には、迅速かつ的確に感染拡大を防止する措置を講ずるため、施設調査マニュアルに基づく指導を徹底します。

<sup>\*5</sup> 専用水道：寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道であって、100人を超える者に居住に必要な水を供給するもの、または、水道施設の1日最大給水量が20m<sup>3</sup>を超えるもの。

## 第2章 健康危機管理体制の充実 第2節 生活環境衛生対策

- 入浴施設を対象に、条例に規定する維持管理の徹底を目的とした衛生管理講習会を、社会福祉施設等には、日常の衛生的な維持管理により感染が予防できることを周知する講習会を開催し、知識の普及を図ります。

## 3 特定建築物の監視指導の充実

&lt;保健所&gt;

- 設計時の図面審査を適切に行うとともに、新規建物の立入検査では、室内空気環境に関する精密検査を実施します。また、新技術が導入された建築物に対する検査では内容を充実させるなど、より良い室内環境を確保するための監視指導を行います。

## 4 飲料水の安全確保

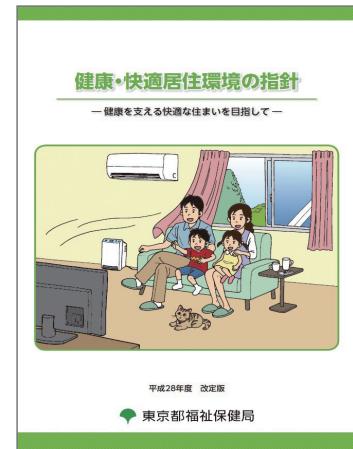
&lt;保健所&gt;

- 専用下水道については、水質管理計画及び月報などの報告を徴収するとともに、毎年、立入検査を実施し、飲料水の衛生管理を確保し、安全な水の供給が継続されるよう指導します。
- 簡易専用下水道については、法定検査の受検を報告等から確認し、小規模貯水槽水道等については自主管理報告書の提出により確認します。その結果、管理が適切でない施設には、指導・助言を行います。

## 5 快適な居住環境づくりの相談・指導

&lt;保健所&gt;

- 化学物質や生活害虫などの生活環境問題に関しては、「住まいの健康配慮ガイドライン」や「化学物質の子供ガイドライン（室内空気編）」、平成28年度に改定した「健康・快適居住環境の指針」等を活用し、相談・指導を継続します。
- 蚊媒介感染症を未然に防止するため、蚊の発生防止等に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 様々な生活環境問題に対して、最新で正確な情報を収集し、適切な助言・指導をすることにより、生活の質を高め、健康を支える快適な居住環境を実現していきます。



健康・快適居住環境の指針

## 6 地域ボランティア、動物愛護推進員と協働した動物愛護の推進

&lt;市&gt;

- 地域のボランティアと協働しながら、避妊・去勢手術費助成にとどまらない地域ぐるみによる「飼い主のいない猫対策」の取組を推進します。
- 動物愛護推進員と連携を図りながら、動物のしつけ・マナー教室等の活動を支援します。

## ■ 評価指標

指標	現状	目標
レジオネラ属菌検出件数	7件（平成29年度）	減らす

### 参考

- 1 平成25年4月 公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する要綱
- 2 平成23年6月 社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針
- 3 平成26年4月 東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）